

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
堀内 一宏	磯城郡三宅町	磯城郡三宅町大字但馬一九六番一ほか二筆
上田 一十志	吉野郡大淀町	御所市大字稲宿一〇五番一ほか四筆
森元 秀昌	御所市	御所市大字東持田九番三ほか一筆
板原物販株式会社	大阪市	葛城市加守六五一番ほか三筆

二 認可年月日

平成三十一年四月十九日